

# 見直し迫られる民主党マニフェストの教育施策

文教科学委員会調査室 とだ ひろし  
戸田 浩史

## 1. はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故は、発災から9か月以上経過した今なお、被災地のみならず、全国の学校教育に大きな爪痕を残している。「3.11」を境に、教育をめぐる様相も大きく変わった。かけがえのない家族や友人と別れて慣れない環境で学ぶ子どもも多い。失ったものは余りにも大きい、一刻も早く、子どもたちが日常の学びを取り戻せるよう、政府、特に教育政策を担う文部科学省は、子どもたちの心のケアを始め、児童生徒の学び支援、防災教育、被災した学校施設の復旧・復興など、最大限の支援をしていく必要がある。

そのためにも、教育施策の確実な実行が求められているが、自公政権時代から21年の民主党への政権交代を経て、22年の参議院通常選挙によるいわゆる「衆参ねじれ」状態もあって、この間に導入された教育施策も大きく変容を迫られている。

民主党政権の教育施策の行程表では、第1フェーズとして「教育費」、第2フェーズとして「教員の質と数」、第3フェーズとして「ガバナンス（統治）」を掲げており<sup>1</sup>、第1フェーズは22年の高校無償化、第2フェーズは教員数について23年の小学1年生の35人学級が実現した。しかし、今後、これらについても残された施策とともに見直しが迫られることが予想される。本稿執筆時点では、まだ不透明な点も多いが、現段階における今後の諸課題等について展望することとしたい（平23.12.26記）。

## 2. 高校無償化の見直し

### (1) 3党合意

平成23年8月9日、菅総理（肩書きは当時、以下同じ。）の退陣条件の一つとされた特例公債法案を成立させるため、民主党、自由民主党、公明党3党の幹事長の間で、21年の衆議院総選挙における民主党マニフェストに掲げられた主要政策を見直す確認書（3党合意）が交わされた。これらについて、高速道路無料化は24年度予算概算要求に計上せず、高校無償化及び農家戸別所得補償は見直しを検討、子ども手当は24年度から廃止し、新たな児童手当制度を復活させるとしている<sup>2</sup>。高校無償化に関する記述は以下のとおりである。

一、歳出の見直しについては、以下のとおりとする。

・(略)

・高校無償化及び農家戸別所得補償の平成24年度以降の制度のあり方については、政策効果の検証をもとに、必要な見直しを検討する。

なお、これらを含めた歳出の見直しについて、平成23年度における歳出の削減を前提に、平成23年度第3次補正予算ならびに平成24年度予算の編成プロセスなどにあたり、誠実に対処することを確認する。

(以下略)

## （２）高校無償化の概要

いわゆる高校無償化は、民主党の目玉の教育政策として、平成21年の衆議院総選挙におけるマニフェストに「公立高校を実質無償化し、私立高校生の学費負担を軽減する」ことが盛り込まれ、政権交代後の第174回国会（常会）における「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案」（閣法第5号、以下「高校無償化法」という。）の成立により、22年4月1日から実施されている。

公立高校（中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）を含む。）については授業料を不徴収とし、私立高校等（高等専門学校、専修学校、各種学校等を含む。）の生徒については、就学支援金として授業料の一定額が助成される。就学支援金の額は、全国の公立高校授業料ほぼ相当額の年間118,800円を基本とした上で、年収250万円未満程度の世帯の生徒は、2倍の237,600円、年収250～350万円未満程度の世帯の生徒は、1.5倍の178,200円を上限に支給されるが、実際には学校設置者が代理受領することとなっている。

法案審議においては、①所得制限を設けず、高所得世帯に対しても支援を行うことの妥当性、②就学支援金の支給を受けても授業料負担の残る私立高校生に対する支援の在り方、③低所得世帯に対する授業料以外の学校教育費の支援の充実の必要性、④朝鮮学校への適用の是非等が論点となった。また、新たな制度であるにもかかわらず、中央教育審議会（以下「中教審」という。）にも諮問せず、国会における審議時間も短い上、参議院本会議での成立翌日に施行という慌ただしいスケジュールであったため、関係各方面から拙速との批判も受けることとなった。高校無償化と併せて実施された特定扶養控除見直しにより、一部の世帯についてはかえって負担が増大したという問題も指摘された。また、私立高校では、所得に応じて1.5倍又は2倍の就学支援金が付与されるが、公立高校の場合は所得にかかわらず一律授業料不徴収となっているため、不公平との声もある。

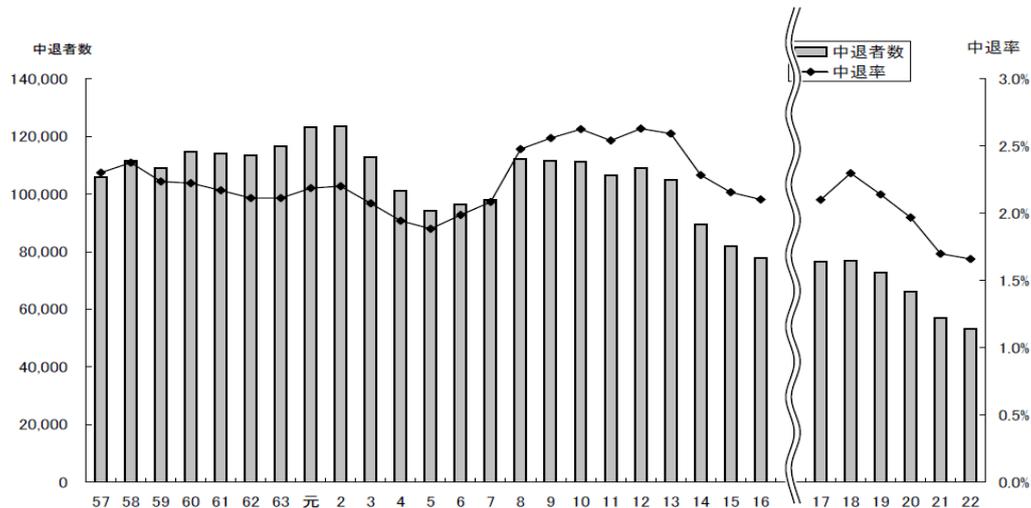
政権交代後の22年度予算編成方針では、21年度当初予算より減額要求とされる一方、マニフェスト関連は減額から除外されたため、22年度文部科学省予算は前年度比5.9%増の5兆5,926億円、うち高校無償化に係る予算は3,933億円（文部科学省予算の7.0%）となった。23年度概算要求組替え基準でも、高校無償化は一律10%削減の別枠とされ、文部科学省予算は0.9%減の5兆5,428億円、うち高校無償化は3,922億円（同7.1%）となった。24年度の文部科学省予算は1.7%増の5兆6,377億円、うち高校無償化は政党間協議がまとまっていなかったため、現行の高校無償化法に沿って対応したとされ<sup>3</sup>、38億円増の3,960億円（同7.0%）と、ほぼ例年並みとなっている。

## （３）高校無償化の政策効果

中川文部科学大臣は、高校無償化による政策効果について、「被災地における家計急変世帯を始め、高校生等の就学機会を確保するという観点からはこれは非常に大きな役割を果たしております。…こうした非常に安定した形で無償化をしていくことが所得の急変に対してもしっかりとこたえていける…。低所得世帯の私立高校生等に対する就学支援金とそれから授業料減免…この併せた支援が多く都道府県において高校無償化開始前よりも手厚くなってきております。…制度を導入した平成22年度の経済的理由による高校中退者数

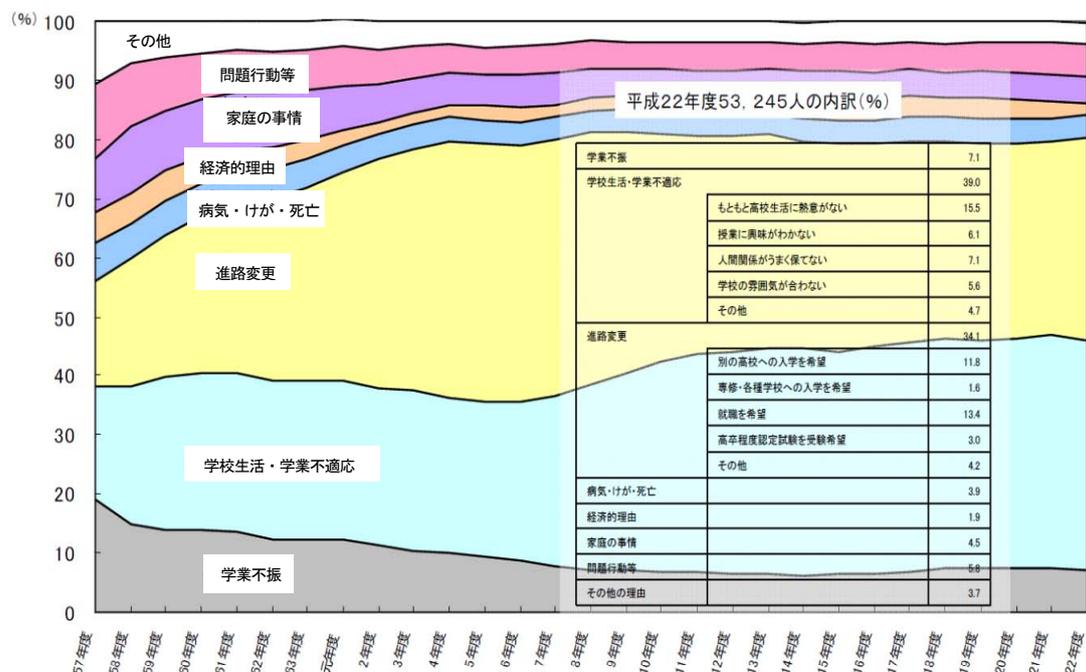
は前年度に比べてしっかり減少をしている」とした上で、更に詳細な調査を行うと述べた<sup>4</sup>。平成 22 年度は、東日本大震災の影響により調査の実施が困難であった岩手県、宮城県、福島県を含んでいないため、正確な比較は困難であるが、確かに、経済的理由による中途退者は 21 年度の 1,647 人から 22 年度は 1,007 人に 39%減少している。中途退者全体で見ると 21 年度の 56,947 人から 22 年度は 53,245 人に 7%減少している（図表 1・2 参照）。

図表 1 中途退学者数及び中途退学率の推移



(注) 中途退学率は、在籍者数に占める中途退学者数の割合

図表 2 高等学校における中途退学者の理由の推移



図表 1, 2とも

(注1) 調査対象は、平成 16 年度までは公・私立高等学校、平成 17 年度からは国立高等学校も調査

(注2) 平成 22 年度は、東日本大震災の影響により調査の実施が困難であった岩手、宮城、福島を含まず

(出所) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」に加筆

しかし、経済的理由による中退者を減らすためであれば、ピンポイントに低所得世帯に絞って授業料のみならずその他の教育費についても手厚く支援した方が効果的であるという指摘も多い<sup>5</sup>。一方、中退の理由については図表2にあるように、「学校生活・学業不適應」が39.0%、「進路変更」が34.1%など、不本意入学、学校・進路選択のミスマッチが大半を占めており、「経済的理由」は1.9%にとどまる。中退者を減らすためであれば、偏差値輪切りではない的確な進路指導を行うとともに、生徒の多様なニーズに応えられる魅力ある高校となるよう、多様化・柔軟化・個性化を重視した高校改革を推進する必要がある。

#### (4) 見直しの視点

高校無償化法案の趣旨説明では、高校進学率が98%に達し（平成22年度）、「国民的な教育機関」となっていることが導入理由の一つとされている（20年度の進学率は97.8%、21年度は97.9%）。では残り2%は経済的理由による進学断念なのかと言えそうとは言いが切れないし、「国民的な教育機関」の意味も必ずしも明らかではない。

本制度は、教育現場からは一定の評価をする声が多く、単純に元に戻すことは困難と思われる。仮に所得要件を課すこととなれば「社会全体で子どもの学びを支える」という民主党の教育理念に真っ向から反することにもなりかねない。

高校無償化を単独で議論するのではなく、義務教育と「準義務教育」とも言える高校教育の相違、経済的な弱者の支援の方策、高校教育の在り方など、就学前教育から義務教育、大学教育まで含めてトータルの教育費負担等を見直す視点が必要であろう。また高校教育については、普通科、専門学科、総合学科の間はもちろん、普通科の間でも多様化している実態を踏まえて、検討すべきであろう。23年9月、ようやく中教審で高校教育の在り方について議論が開始されたが、今後の動きに注目したい。

### 3. 朝鮮学校への高校無償化適用問題

高校無償化に関連して、朝鮮学校の扱いも議論が続いている。朝鮮学校無償化に要する予算は、平成22年度において対象生徒約1,800人、約2億円とされるが、結論が出ていないため、現在、これは決算剰余金となっている<sup>6</sup>。

高校無償化法において、就学支援金の支給対象となる私立高校等のうち、専修学校及び各種学校については、「高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの」とされ、同法施行規則第1条第1項において、以下のとおり専修学校高等課程が規定され、また第2項において、外国人学校のうち、以下のイロハについて、文部科学大臣が指定することとされている。

#### 高等学校等就学支援金に係る専修学校及び各種学校

1. 専修学校高等課程
2. 各種学校である外国人学校
  - イ 民族系学校(ドイツ、韓国等)・・・大使館を通じ日本の高校相当の課程であることを確認
  - ロ インターナショナル・スクール・・・国際的に実績のある学校評価団体の認証を受けたことを確認
  - ハ イ・ロの対象とならないもの・・・高等学校の課程に類する課程を置くものを文部科学大臣が指定

イ・ロに該当する外国人学校については、22年4月30日、指定が行われたが、イ・ロのどちらにも該当しないハの朝鮮学校について検討を行うため、文部科学省は、有識者による「高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議」を設置し、8月30日に報告書がまとめられた。同報告書では、外形的な教育体制や判断基準を示すのみにとどめ、就学支援金は学校ではなく、生徒個人に支給するものとの基本認識の下、高等学校の課程に類する課程たり得るものを制度的・客観的に把握するため、専修学校高等課程に求められる水準を基本とするとした上で、留意事項として、①財務状況や教育課程を始めとする学校情報の積極的な提供、②教員の質の確保、③経理の透明化等を求めた。

同報告書に基づき、11月5日、高木文部科学大臣は、高校無償化法施行規則第1条第1項第2号ハの規定に基づく指定に関する規程を決定し、各朝鮮学校から就学支援金支給に係る申請が行われた。当初、2か月程度で結論が出ると予想されていたが、11月23日の北朝鮮による韓国の延坪島への砲撃を受けて、菅総理が「不測の事態に備え、国民の生命と財産を守るために万全の態勢を整える必要がある」として、朝鮮学校への高校無償化適用審査の中断を指示した。しかし、菅総理は退陣前日の23年8月29日に審査手続再開を指示した。

年月日	朝鮮学校無償化に係る主な事項
22. 3. 31	高校無償化法成立
4. 1	高校無償化法、同法施行規則施行
4. 30	同法施行規則に基づき、各種学校である外国人学校31校を指定
5. 26	文部科学省に「高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議」設置。以後5回の会議開催
8. 30	同会議報告「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について」
10. 22	民主党政策調査会、同報告を「概ね了とする」見解
11. 5	文部科学大臣決定「高校無償化法施行規則第1条第1項第2号ハの規定に基づく指定に関する規程」
11. 23	北朝鮮、韓国の延坪島への砲撃
11. 24	菅総理、高木文部科学大臣に無償化制度適用審査の保留を指示
23. 3. 31	22年度末。3年生卒業
8. 29	菅総理、高木文部科学大臣に審査手続再開を指示
8. 30	菅内閣総辞職

(出所) 各種資料より作成

この間の経緯について、野田総理は「朝鮮学校の審査手続については、菅前総理が関係閣僚と相談し、事態が今年の砲撃以前の状況に戻ったと総合的に判断し、審査手続の再開を指示されたところでございます。朝鮮学校を指定するかどうかについては、今後、文部科学省において厳正に審査を行うべきものと考えております。」と述べるにとどまった<sup>7</sup>。政府の答弁書では「指定手続の一旦停止後、約九か月が経過し、その間に、北朝鮮が当該砲撃に匹敵するような軍事力を用いた行動をとっていないことから、本年七月に南北間及び米朝間の対話が行われるなど北朝鮮と各国との対話の動きが生じていることも踏まえれば、事態は、当該砲撃以前の状況に戻ったと総合的に判断できるに至ったため、本年八月二十九日、再開することとしたものである。」としている<sup>8</sup>。

なお、野田総理は、朝鮮学校の審査手続再開について「それと三党合意の高校授業料無償化の政策効果の見直しとは、これは直接関係はない」としている<sup>9</sup>。

このような中、12月19日、北朝鮮の金正日総書記の死亡が報じられた。中川文部科学

大臣は、12月24日の記者会見で朝鮮学校への高校無償化の適用審査について「もう少し時間がかかる。今年中には難しい」と述べ、年明け以降になるとの見通しを示した上で「鋭意調査しているが、しっかりした確信の持てる調査をやりたい」と述べた<sup>10</sup>。

本件は、教育問題と政治・外交問題が複雑に絡み、激しく意見が対立しており、どのような結論になろうと批判は不可避であろう。「純」教育論的には、当然対象とすべきとの見解が多いようだが、それとは次元の異なる政治的・外交的判断もあり、議論がかみ合っていない。いずれにしても強力なリーダーシップによる説得力ある説明と議論の過程の公開が求められる。このような状況を打開するため、例えば生徒に直接就学支援金が渡るような方策など、制度改正も視野に入れた見直しも必要となろう。

#### 4. 少人数学級の実現

##### (1) 小学1年生の35人学級実施

平成22年の民主党の「マニフェスト2010」には、「少人数学級を推進するとともに、学校現場での柔軟な学級編制、教職員配置を可能にします。」と明記されている。文部科学省が22年8月に策定した「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画(案)」では、23年度から30年度までの8か年で小中学校の35人以下学級を順次推進することを柱とし、初年度の23年度は小学1・2年生の35人学級実施を目指していた。しかし、予算編成過程で国家戦略担当・財務・文部科学3大臣の合意により、小学1年生のみとされた。

これを受けて第177回国会(常会)に提出された「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案」(閣法第15号)の成立により、31年ぶりに学級編制の標準が引き下げられ、23年4月から小学1年生の35人学級が実施されている<sup>11</sup>。

本法案について、当初自民党は、義務教育費国庫負担金にシーリングをかけたこと、小学1年生のみに35人学級を導入する合理性に欠けること等の理由で政府原案に対し反対の姿勢であった。特に35人学級実施を優先するため、措置済みの加配定数から1,700人分を基礎定数に振り替えた措置に対しては<sup>12</sup>、地方独自の取組を阻害するとして批判が強かった。しかし、衆議院の審査中に発生した東日本大震災を受け、3月14日、政府与党から本法案を含む予算関連法案の年度内成立について協力要請があり、修正協議が行われた結果、同月31日、全会一致で修正議決の上、参議院に送付され、4月15日、参議院でも全会一致で可決し、同月22日、公布施行された。

衆議院修正の主な内容は、①教職員定数の加配事由として、小学校における教科専門的な指導が行われる場合や障害のある児童生徒に対する特別な指導等が行われている場合について明記すること、②教職員定数の決定に当たって市町村の学級編制等に配慮すること、③学級編制の標準の順次改定等に関する検討に当たり「国及び地方の財政状況を勘案する」旨の規定を削除し、これらの措置を講ずるために必要な安定した財源の確保に努めることを政府に義務付けること、④東日本大震災に係る教職員定数の特別な措置を講ずること等である。

## (2) 小学2年生以降の35人以下学級の見直し

国会審議で指摘された事項を検討するため、文部科学省は6月1日、鈴木文部科学副大臣決定により「公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議」を設置した。9月28日に発表された中間とりまとめ「少人数学級の更なる推進等によるきめ細やかで質の高い学びの実現に向けて」によれば、速やかに講ずるべき方策として「小学校第2学年の35人以下学級の実施を最優先に取り組むこと」を提言している。

先の法案提出については、財務省が「小1プロブレム」という事情を配慮して小学1年生の35人学級を認めたという経緯があるため、今回小学2年生まで適用するには、別の理由が必要となろう。先の中間とりまとめでは、小学2年生の35人以下学級の実施を優先する理由として以下を挙げている。

- ①小学校低学年は、児童が小学校教育に適応する上で重要な時期。この時期に学習習慣を確立することや集団活動における規律の着実な習得などができる教育環境の整備が早急に求められること
- ②小学校第1学年に引き続き、切れ目なく小学校第2学年の35人以下学級を進めることについて、保護者からの要望が極めて多く、また、地方自治体や教育関係団体からの来年度予算要求に係る要望においても優先度が高くなっていること
- ③全国連合小学校長会の調査によれば、小学校第1、2学年では約5割がクラス替えを行っていないのが現状であり、国の学級編制標準の引き下げが行われなかった場合、進級時にクラス替えを行わざるを得ないケースが生じることになるが、これは低学年の児童の学校生活への適応や学級経営の充実等の観点から望ましくないこと
- ④進級に伴って前年度より学級の規模が大きくなると、家庭学習をはじめとする生徒の学習に対する取組に悪影響を及ぼすとの調査結果があり、こうした事態は避けるべきであること

また、中学校の35人以下学級については、「新学習指導要領の下で学習内容が増加・高度化している中学校についても、…いわゆる『中1ギャップ』問題が指摘され、学習基盤としての学級の少人数化への対応が必要であり、35人以下学級をできるだけ速やかに実施していくことが必要」としている。

この報告を受けて、文部科学省は来年度、35人学級を小学2年生まで拡大するための4,100人を含む7,000人の定数改善を内容とする概算要求を行うとともに、次期常会に法案を提出すべく準備を行っていた。しかし、予算折衝の結果、法改正は見送られ、予算措置で対応することとなった。既に自治体の独自予算等により、全国の小学2年生の学級の9割以上が35人以下になっているため、900人の教職員の増員により実質的に36人以上の学級が解消されることとなり、これを含め全体で3,800人の定数改善が認められた。

このような措置に対しては、自助努力により35人学級を達成している自治体が据え置かれる一方、取組が遅れている自治体が加配措置で優遇されるといった批判も予想されよう。前稿でも指摘したが、中長期的な見直しもないままに、毎年、単年度措置の繰り返しでは、学校現場が苦勞することになる<sup>13</sup>。財政状況が厳しい中、予算を伴う中長期の計画を策定することは困難な判断も伴うが、学校現場が展望を持った教育を実施するためにも、まずは年次計画を政府全体として決定すべきであろう。

## 5. 教員養成制度

### (1) 免許更新制の見直し

野党時代に民主党が強く反対しており、政権交代とともに廃止が予測されていたのに継続しているのが教員免許更新制である。教員免許更新制は、安倍内閣の下、平成19年の教員免許法改正により、21年4月より実施されている。21年3月31日以前に授与された旧免許状は、対象者の年齢ごとに10のグループに分け、それぞれに定められた修了確認期限までに更新講習を修了しなかった場合、失効する。免許を更新するには、修了確認期限前の2年間のうちに大学や教育委員会等が開設する30時間以上の教員免許状更新講習を受講し、修了認定を受けた後、免許管理者である都道府県教育委員会の修了確認を受ける必要がある。

21年の衆議院選挙の民主党「マニフェスト2009」では「教員の資質向上のため、教員免許制度を抜本的に見直す。」とされていた。政権交代後の9月、興石参議院民主党議員会長が記者会見で教員免許更新制廃止を明言したと報じられ<sup>14</sup>、11月には、鈴木文部科学副大臣が「教員免許制度の抜本改正は考えております。来年まさにその議論をしていく。(中略) 次の次の通常国会(23年の常会)にはきちっとした成案をお示しをするということになろう」と述べていた<sup>15</sup>。

その後、参議院通常選挙前の22年6月3日、川端文部科学大臣は中教審に「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」諮問した。免許更新制については、「その効果の検証を踏まえ、この後の在り方」について審議要請が行われた。

しかし、22年の参議院通常選挙によるいわゆる「ねじれ国会」により、免許更新制を廃止するための法改正は、当面、困難な状況となった。また、更新制廃止を見込んで更新講習を受講せず、更新講習修了確認期限切れで失効となる者を救済するための特別措置法案の提出も見送られた。

23年3月31日、教員免許更新制が導入されてから初めての更新講習修了確認期限を迎えた<sup>16</sup>。第1グループの現職教員数9万4,488名に対し、免許状が失効したのは98名であった<sup>17</sup>。このうち36人は辞職するつもりで手続をとらなかったと見られるが、残りは免許状を必要としない事務職や、本来社会人を対象にしている特別非常勤講師として勤務する等、都道府県教育委員会により救済されているとされる<sup>18</sup>。

高木文部科学大臣は、免許更新制の廃止の意向について、「今、教員の資質の向上のために教員免許制度というのがあるんですけども、私どもとしましては、また違った意見を持っておくことも事実です。ただ、これに対してどうしていくのがいいのかというのは、今、中教審に御議論いただいておりますので、非常に重要な問題です、この結論を踏まえて我々としては判断をしたいと思っています。」と述べるにとどまった<sup>19</sup>。

23年1月13日、中教審が公表した「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(審議経過報告)」の中では、免許更新制の意義として「現職教員が10年に一度、定期的に最新の知識・技能について学ぶ、『学びの継続性』の観点には有益であることや、現職教員の資質能力の維持・向上を大学が担うという新しい側面を生み出したこと」が挙げられるが、「一方、免許状失効という仕組みの面では問題がある」と指摘された。また、更新講習の課題として受講料や手続等の教員の負担の問題、免許状更新講習と十年経験者研修との関係整理等が挙げられ、「教員が教職生活の全体を通じて自発的かつ不断に

専門性を高めることを支援する新たな制度への移行を視野に入れて検討を進める」こととされている。

## （２）教員養成課程の修士レベル化

民主党の「マニフェスト2009」では、教員免許制度の抜本的見直しに続いて、「教員の養成課程は6年制（修士）とし、養成と研修の充実を図る。」とされている。

民主党が野党時代の平成21年6月には、現行制度における普通免許状を、6年制の養成課程による一般免許状（大学院修士レベル）と専門免許状（一般免許状の授与を受け8年の実務経験後、教職大学院で単位修得）に区分することなどを内容とする「教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案」を参議院に提出したこともある（参議院可決、衆議院で廃案）。

なお、最近では「6年制」から「修士レベル」という言葉が使われるようになり、必ずしも6年制にこだわらず、養成期間についても「4年プラスアルファ」という言い方に変わってきている。

本問題についても、先に述べた22年6月に川端文部科学大臣が中教審に諮問しており、諮問文では、「現在の教職課程は学部4年を基本としておりますが、より複雑・多様化している学校現場の課題に対応するため、学校現場における実習の抜本的な拡充も含め、教職課程の期間や内容の充実を図るべく見直しを行う必要があると考えており、その具体的な在り方についてお示しいただきたい」とされている。

23年1月の中教審の審議経過報告では、「教員養成の修士レベル化について今後検討を進めることとし、その際、例えば、当面は、学士課程修了者に基礎的な資格（「基礎免許状（仮称）」）を付与し、教員として採用された後に、必要な課程等を修了すれば修士レベルの資格（「一般免許状（仮称）」）を付与することも検討する。」としており、免許状の種類も含めた抜本的な改革につながることも予想される。

本問題については、学生の経済的負担の増加、教員志望者の減少、現在毎年約800人しか修了者がいない教職大学院の拡充策、現行の1か月程度から1年間に延長するとされる教育実習の受入先の確保、短大が中心である幼稚園教諭養成課程を大学院に引き上げることの是非、教育系学部以外でも教職課程を履修すれば免許が取得できる現行の開放制教員養成制度との関係など、まだ検討すべき課題は多い。

## 6. おわりに

最後に教育委員会改革について触れておきたい。民主党マニフェストでは、「現在の教育委員会制度を抜本的に見直し、教育行政全体を厳格に監視する「教育監査委員会」を設置する。」としていた。鈴木文部科学副大臣は第3フェーズで取り組む予定とし、平成24年の国会に向けての課題としていた<sup>20</sup>。しかし、中川文部科学大臣も教育委員会改革の必要性は認めながら、「この教育委員会の議論についてはまだこれからということであり。…この問題については、議論の仕方というのをよほど工夫をしていかないといけないというふうに思います。党の中のコンセンサスはもちろんですが、野党の皆さん方とも、ある

いはまた国民的な議論、あるいはそれぞれ行政機関、特に地方自治体の話も、参加をしてもらって、それで議論をしていくという形態をとらないと、なかなか一挙に進んでいくということにはならない」と困難性を指摘しつつ、「順番に、この四年間のスケジュールの中で、…そろそろこれを本格的に議論の俎上にのせていくということ、これが時期に来ている」と述べた<sup>21</sup>。

知事部局と教育委員会が対立した大阪府の教育基本条例をめぐる問題や、市町教育委員会間の対立に県教育委員会や国が指導力を発揮できない沖縄県八重山地区での教科書採択問題など、教育委員会制度をめぐる課題は山積しているが、教育委員会改革の問題は官僚任せでは一向に進まないだろう。かねてより責任の所在が不明確とされる非常勤の教育委員・委員長と常勤の教育長との権限・役割分担の問題など検討すべき課題は多い。民主党野田政権が残りの任期でどの程度方向性を示すことができるか、政治のリーダーシップが試されることとなろう。

---

<sup>1</sup> 「鈴木寛文部科学副大臣に聞く－民主党政権で教育はどう変わるのか」『教職研修』（2010.1）

<sup>2</sup> 『日本経済新聞』（平 23. 8. 10）

<sup>3</sup> 『産経新聞』（平 23. 12. 25）

<sup>4</sup> 第 179 回国会参議院文教科学委員会会議録第 2 号 7 頁（平 23. 10. 27）

<sup>5</sup> 文部科学省の調査によれば、公立高校の学校教育費は約 36 万円で、うち授業料は 32.7%に過ぎない。文部科学省「平成 20 年度子どもの学習費調査報告書」（平 22. 1）（隔年実施）

<sup>6</sup> 第 177 回国会衆議院文部科学委員会会議録第 18 号 13 頁（平 23. 8. 26）

<sup>7</sup> 第 178 回国会衆議院本会議録第 2 号 8 頁（平 23. 9. 14）

<sup>8</sup> 朝鮮学校の高校授業料無償化の審査再開に関する質問に対する答弁書（内閣参質 177 第 283 号、平 23. 9. 6）

<sup>9</sup> 第 178 回国会衆議院予算委員会会議録第 1 号 46 頁（平 23. 9. 26）

<sup>10</sup> 『毎日新聞』（平 23. 12. 25）

<sup>11</sup> この間の経緯、法案概要については、拙稿「小学校 1 年生における 35 人学級の実施」『立法と調査』314 号（平 23. 3. 4）

<sup>12</sup> 基礎定数は、各学校における児童生徒数に基づく学級数等、客観的な指標に基づいて算定されるため、都道府県教育委員会において、将来にわたる教職員定数の見通しが立てやすく、計画的・安定的な教職員の採用・配置に資する。一方、加配定数は、都道府県教育委員会からの申請に基づき毎年度予算の範囲内で必要な教職員数が確保され、都道府県教育委員会において、各市町村教育委員会からの申請に基づいて配当される。このため、基礎定数では対応困難な学校や地域の個別の課題へのきめ細やかな対応や、特定の教育政策目的に沿った取組を促進する機能を有している。

<sup>13</sup> 拙稿「小学校 1 年生における 35 人学級の実施」『立法と調査』314 号（平 23. 3. 4）

<sup>14</sup> 『朝日新聞』（平 21. 9. 13）

<sup>15</sup> 第 173 回国会参議院文教科学委員会会議録第 2 号 30 頁（平 21. 11. 17）

<sup>16</sup> ただし、第 1 グループは特例として、22 年 12 月 31 日までに更新講習受講を終了できなかった場合、23 年 1 月中に免許管理者に申請することにより、修了確認期限を最大 2 か月間（23. 5. 31 まで）延期できた。

<sup>17</sup> 文部科学省「教員免許更新制における免許状更新講習の修了確認状況等に関する調査について」（平 23. 8. 5）

<sup>18</sup> 『内外教育』（平 23. 8. 12）

<sup>19</sup> 第 177 回国会衆議院文部科学委員会会議録第 4 号 25 頁（平 23. 3. 25）

<sup>20</sup> 「鈴木寛文部科学副大臣に聞く－民主党政権で教育はどう変わるのか」『教職研修』（2010.1）31 頁

<sup>21</sup> 第 179 回国会衆議院文部科学委員会会議録第 2 号 16～17 頁（平 23. 10. 26）